

次のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及びみよし市契約規則（昭和42年規則第1号）第5条の規定に基づき公告します。

令和8年1月8日

みよし市長 小山 祐

記

1 競争入札に付する物品

(1) 案件番号	第934号
(2) 売払い物品名	さんさんバス車両売払い
(3) 引渡期限	令和8年3月6日
(4) 履行期間	令和8年3月27日
(5) 引渡場所	みよし市役所
(6) 売払い物品の概要	さんさんバス車両2台
(7) 仕様の詳細	「売払い仕様書」のとおり
(8) その他の条件	「売払い仕様書」「物品売払い契約書（案）」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

当該物品売払いの入札に参加することができる者は、次に掲げる項目のいずれにも該当する者とします。

(1) 入札参加申込時点で、令和6・7年度みよし市競争入札参加資格者名簿に下記に示す営業種目に
おいて登録されている者であること。

【営業種目】大分類「**物品の買受け**」
中分類「**不用品買受**」
小分類「**自動車**」

- (2) 公告の日から落札決定までの間に、みよし市入札参加停止等措置要領に基づく措置を受けていない者であること。
(3) 公告の日から落札決定までの間に、「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていない者であること。
(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
(5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止された場合は、
その停止の期間を経過していること。
(6) 国税、愛知県税及びみよし市税のうち、市が指定するものについて未納のない者であること。
(7) 会社更生法（平成11年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は
民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でない
こと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手
続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、
更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 入札参加申込及び参加資格の確認等

- (1) 入札参加を希望される方は、①一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を4(1)に示す申込書の提出期限までに提出してください。申込書を期限までに提出しない場合は、入札に参加
することができないものとします。
(2) 入札参加資格の確認は申込書の提出期限の日に行い、資格がない場合のみ令和8年1月26日（月）
までに通知します。

4 申込書の提出

申込書の提出は、次により行います。なお、提出された申込書は返却しません。

- (1) 期 限 **令和8年1月23日（金）正午まで**
(2) 場 所 みよし市三好町小坂50番地
みよし市役所 総務部総務課（みよし市役所5階）
電話 0561-32-8006（直通）
FAX 0561-32-2165
Eメールアドレス keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

- (3) 方 法 電子メール、郵送又は直接ご持参ください。なお、電子メール又は郵送により提出する場合は電話連絡のうえ提出してください。上記期限までに必着とします。

5 売払い物品に関する質問

設計図書等に対する質問は、次により行います。

- (1) 質問の受付期間 **令和8年1月21日（水）正午まで**
- (2) 質問の提出方法 ②質疑書により、下記（3）に電子メール又は直接ご持参ください。なお、電子メールにより提出する場合は電話連絡のうえ提出してください。
- (3) 質問の提出場所 みよし市役所 総務部総務課（みよし市役所庁舎5階）
〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地
電話 0561-32-8006（直通）
FAX 0561-32-2165
Eメールアドレス keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp
- (4) 回 答 令和8年1月23日（金）以降に、申込書提出者の全てに電子メールにより回答します。

6 下見

車両の詳しい状況の確認のため、車両の下見対応をすることができます。

- (1) 期 限 令和8年1月22日（木）午後5時まで
(2) 場 所 愛知つばめ交通株式会社 和合営業所（愛知郡東郷町大字和合字前田143）
(3) 予約方法 事前に企画政策課（0561-32-8005）へ連絡をし、日程について調整すること。

7 契約条項を示す場所

みよし市役所 総務部総務課（市役所5階）において縦覧できます。

8 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日 時 **令和8年1月29日（木）午前11時から**
(2) 場 所 **みよし市役所4階 401会議室**

9 入札の方法

- (1) 入札は、みよし市入札者心得書（以下「心得書」という。）により行います。
(2) 代理人は、委任状（心得書参考様式2）の提出が必要です。
(3) 郵送又は電送による入札は認めません。
(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を減じた金額を入札書に記載してください。※（入札記載金額は消費税及び地方消費税を除いた額で記入してください。）
(5) 別添「積算表」を、入札書とともに必ず提出してください。
(6) 電子契約を希望される場合は、「電子契約利用申出書」に必要事項を記入し、入札時に提出してください。
(7) 本入札は、入札書を封筒に入れて入札する必要はありません。（封筒不要）
(8) 入札執行回数は、初度入札を含め3回を限度とします。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

みよし市契約規則第11条の規定により免除します。

- (2) 契約保証金

当該入札において落札した者は、契約に当たって、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければなりません。ただし、銀行等（出資の受入れ、預かり金及び金利等の取扱いに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4号に規定する保証事業会社）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合、又はみよし市契約規則第31条による場合は契約保証金の納付を免除します。

11 落札者の決定方法

契約規則第13条に規定する予定価格の制限以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 契約締結日

令和8年2月5日（木）

13 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争入札において、必要な資格のない者、虚偽の申請を行った者及び入札時点において「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる資格のない者のした入札は、無効となります。
- (2) 心得書第18条の規定に該当する入札は、無効となります。

14 その他

- (1) 競争入札は、心得書に準じて執行するので、心得書を熟読し遵守してください。
- (2) 上記に定めるもののほか、必要な事項は、地方自治法施行令及びみよし市契約規則の定めによることとします。